

2023年1月12日

株主各位

東京都港区愛宕二丁目5番1号  
愛宕グリーンヒルズ MORI タワー  
イヴレス株式会社  
代表取締役社長 山川 景子

## 第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般当社第32回定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご明示賜り、ご捺印の上、折返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年1月27日（金曜日）午後2時00分
2. 場 所 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー25階  
当会社本店
3. 会議の目的事項

### 報告事項

1. 第32期事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 取締役3名選任の件
- 第2号議案 会計監査人の選任の件
- 第3号議案 定款一部変更の件

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

参 考 書 類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

イヴレス株式会社

代表取締役社長 山川 景子

2. 議案及び参考事項

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役 山川景子氏、松田梨絵氏、星野達也氏の任期満了に伴い、取締役3名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
山川 景子 (1960年9月9日)	1990年5月 当社設立 当社代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 イヴレスホスピタリティ合同会社 職務執行役	109,900 株
星野 達也 (1972年5月18日)	1999年10月 三井金属鉱業株式会社入社 2000年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2006年9月 株式会社ナインシグマ・ジャパン設立 2016年8月 ノーリツプレシジョン株式会社入社 2017年5月 ノーリツプレシジョン株式会社 代表取締役社長 2022年1月 当社社外取締役（現任） 2023年1月 ショーワグローブ株式会社 取締役副社長（現任）	
福田 善行（新任） (1979年4月22日)	2006年6月 株式会社アトリウム入社 2007年8月 ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジ ャパン・リミテッド入社 2011年4月 EGW アセットマネジメント株式会社入社 2012年3月 株式会社イシン・ホテルズ・グループ入社 2014年7月 株式会社 KG Capital 入社 2016年6月 合同会社 One Suite 職務執行社員（現任） 2017年9月 当社社外取締役就任 2019年12月 株式会社ディメンションポケッツ取締役 （現任） 2021年1月 当社顧問就任（現任）	—

- (注) 1. 候補者福田善行氏は合同会社 One Suite の職務執行役員を兼務しており、合同会社 One Suite と当社との間にはホテル客室備品事業における消耗品販売にかかる取引関係があります。その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 星野達也氏および福田善行氏は社外取締役候補者であります。
3. 山川景子氏は経営計画に対する進捗、結果等に関し、市場・顧客動向を踏まえて適切な経営を行い、経営における意思決定の機能を高めております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 星野達也氏は企業経営等に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言頂くことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 福田善行氏は企業経営、ホテル事業等に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言頂くことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である星野達也氏と当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また、新任社外取締役候補者である福田善行氏とは本議案の承認後、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度額として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である東陽監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役協議会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります

### 1. 監査役協議会が東陽監査法人に代えて、けやき監査法人を会計監査人候補者とした理由

監査の実施体制、監査の実施方針、品質管理体制および他の監査法人と比較検討した監査報酬の相当性等を総合的に検討した結果、同監査法人を新たな会計監査人として 適任と判断したためであります。

## 2. 会計監査人候補者の名称等

(2022年11月現在)

名称	けやき監査法人
事務所 所在地	主たる事務所 東京都中央区銀座1丁目14番5号銀座ウイングビル3階
沿革	2009年 5月 法人設立（日之出監査法人） 2011年 4月 上場会社監査事務所登録 2015年 7月 法人名変更（ひので監査法人） 2022年11月 法人名変更（けやき監査法人）
概要	出資金 5百万円 構成人員 公認会計士 9名（うちパートナー5名） その他 3名 合計 12名 関与会社数 6社

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

（株主総会資料の電子提供制度の導入）

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p><u>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1 現行定款第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 18 条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 18 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した</u></p>

	<u>日または前項の株主総会の日から3か月を 経過した日のいずれか遅い日後にこれを削 除する。</u>
--	---

以上

<添付書類>

(報告事項関係)

- ・ 第 32 期事業報告
- ・ 第 32 期連結計算書類、会計監査人の会計監査報告
- ・ 第 32 期計算書類、会計監査人の会計監査報告
- ・ 監査役の監査報告

(その他)

- ・ 委任状

## 委 任 状

イヴレス株式会社の株主である私は、同社の株主である \_\_\_\_\_ 氏を代理人と定め下記の権限を委任致します。

1. 2023年1月27日開催のイヴレス株式会社の第32回定時株主総会（その継続会又は延会を含む。）に出席し、次の決議につき、私の指示（下記に○で表示）に従って議決権を行使すること。但し、賛否いずれとも表示していない議案に関する賛否及び原案に対する修正案又は議事進行等に関する動議が提出された場合の議決権行使については、白紙委任致します。

第1号議案                      原案に対し    賛 ・ 否

第2号議案                      原案に対し    賛 ・ 否

第3号議案                      原案に対し    賛 ・ 否

2. 復代理人選任の件。

年        月        日

株 主

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

議決権数 \_\_\_\_\_ 個